

報告第 3 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 5 月 14 日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年2月1日午後0時25分ごろ、渋川市渋川1655番地18渋川駅北広場一般車乗降場において、市が設置した可搬式の案内看板が倒れ、当該乗降場に駐車していた[REDACTED]氏所有の普通自動車（[REDACTED]）の左前方部に接触し、損傷させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月16日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 [REDACTED] [REDACTED]

- (1) 甲は乙に対し、損害賠償金124,795円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

124,795円